

令和6（2024）年度
国東姫島介護支援専門員協会
通常総会



日時：令和6年6月1日（土）9:10～
場所：武蔵保健福祉センター

総 会 次 第

1.開 会

2.会長挨拶

3.定足数確認及び大会成立宣言

4.議長選出

5.審議事項

第1号議案 令和4年度活動経過報告

第2号議案 令和4年度決算報告・監査報告

第3号議案 令和5年度事業計画（案）

第4号議案 令和5年度収支予算計画（案）

第5号議案 新役員・幹事選出

6.議長解任

7.事務局よりお知らせ

8.閉 会

第1号議案

令和5年度 国東姫島介護支援専門員協会活動報告

令和5年

- 6月10日(土) 令和5年度国東姫島介護支援専門員協会総会
- 6月10日(土) 令和5年度第1回国東姫島介護支援専門員協会研修会
「国東・姫島地域の介護予防の取り組みについて」
(国東市) 溝部一晴氏・(姫島村) 磯崎辰徳氏
- 6月10日(土) 令和5年度第1回国東姫島介護支援専門員協会役員会
- 6月10日(土) 令和5年度大分県介護支援専門員協会通常総会・第1回理事会(委任状提出)
- 6月20日(火) 令和5年度第2回国東姫島介護支援専門員協会役員会
- 6月27日(火) 令和5年度第1回国東市障がい者地域自立支援協議会 災害支援会議(前田出席)
- 7月14日(金) 令和5年度大分県主任介護支援専門員更新研修A組-1日目 運営(河田対応)
- 7月28日(金) 令和5年度国東市災害ボランティアネットワーク連絡会(前田出席)
- 8月4日(金) 令和5年度第3回国東姫島介護支援専門員協会役員会
- 8月29日(火) 令和5年度第1回国東市第9期介護保険事業計画等策定委員会(河田出席)
- 9月13日(水) 令和5年度第4回国東姫島介護支援専門員協会役員会
- 9月30日(土) 令和5年度第2回国東姫島介護支援専門員協会研修会
「国東市災害ボランティアセンターについて」
国東市社会福祉協議会 江本勇輝氏 徳丸悦大氏
- 10月4日(水) 国東市居住支援研修会(宮崎・森・鈴木・幸松 参加)
- 10月24日(火) 令和5年度第2回国東市障がい者地域自立支援協議会 災害支援会議(前田出席)
- 11月9日(木) 令和5年度国東市認知症施策推進委員会(河田欠席。後日書面にて報告を受ける)
- 11月14日(火) 令和5年度第5回国東姫島介護支援専門員協会役員会
- 11月19日(日) 令和5年度第2回大分県介護支援専門員協会理事会(宮崎・河田出席)
- 11月24日(金) 国東市まち・ひと・しごと創生審議会(宮崎出席)
- 11月28日(火) 令和5年度第2回国東市第9期介護保険事業計画等策定委員会(河田出席)
- 12月7日(木) 国東市成年後見センター“ほっとかない”運営委員会(河田出席)
- 12月20日(水) 令和5年度第6回国東姫島介護支援専門員協会役員会

令和6年

- 1月19日(金) 令和5年度第3回国東市第9期介護保険事業計画等策定委員会(河田出席)
- 1月25日(木) 令和5年度地域歯科保健検討会(河田出席)
- 1月27日(土) 令和5年度第3回大分県介護支援専門員協会理事会(宮崎出席)
- 1月29日(月) 令和5年度第7回国東姫島介護支援専門員協会役員会
- 1月31日(水) 令和5年度東部圏域難病対策地域連絡会(前田出席)
- 2月2日(金) 令和5年度大分県介護支援専門員指導者研修 運営(河田対応)
- 2月7日(水) 令和5年度日本介護支援専門員協会 九州・沖縄ブロック研修会 運営(河田対応)

- 2月13日（火）令和5年度第4回国東市第9期介護保険事業計画等策定委員会（河田出席）
- 2月17日（土）令和5年度第3回国東姫島介護支援専門員協会研修会
「認知症の方の尊厳の保持と意思決定支援について考えよう」
介護老人保健施設 六和会 センテナリアン 中嶋 保恵 氏
- 2月27日（火）令和5年度第3回国東市障がい者地域自立支援協議会 災害支援会議（前田出席）
- 2月28日（水）令和5年度第8回国東姫島介護支援専門員協会役員会
- 3月13日（水）令和5年度大分県介護支援専門員指導者研修 運営（河田対応）
- 3月21日（木）令和5年度国東市在宅医療介護連携推進運営会議 第1回普及啓発部会（河田欠席
後日書面にて報告を受ける）
- 3月23日（土）令和5年度第4回大分県介護支援専門員協会理事会（宮崎・河田出席）

以上

令和5年度 国東姫島介護支援専門員協会 決算・監査報告書

令和6年3月31日 現在

(収入)

(単位 円)

項目	金額	備考
前年度繰越金等	310,972	前年度繰越金 310,972円
利息	3	令和5/8/19 1円 ・ 令和6/2/17 2円
会員費	184,000	会員64名 × 1,000円 = 64,000円 賛助会費12団体 × 10,000円 = 120,000円
合計	494,975	

(支出)

(単位 円)

項目	金額	備考
消耗品費	34,854	R5年4月5日・5月24日・6月12日・9月28日・2月2日 2月14日・2月28日 R6年4月23日 (封筒長3・カラー・白黒印刷・お茶購入)
会員費	527	9月28日 県協会会員費振込み手数料
講師謝礼	40,260	5月24日 謝礼金10,000円 9月28日 粗品(冷凍車エビ) 2名分10,260円 2月14日 謝礼金 20,000円
通信費	812	5月24日・6月12日・2月2日 (姫島会員資料郵送、個人会員資料郵送、切手購入)
旅費・交通費	24,500	1,500円 × 8回 = 12,000円 (旅費) 1,000円 × 8回 = 8,000円 (日当) 900円 × 5回 = 4,500円 (船代)
役員報酬	60,000	8名分
合計	160,953	

(収入)

(支出)

(次年度繰越金)


494,975円 - 160,953円 = 334,022円

次年度繰越金 334,022円

令和6年4月1日 国東姫島介護支援専門員協議会 会計 幸松 恭平  監査報告

関係書類と領収書等照合し確認の結果、上記の通り相違ありません。

令和6年 5月13日 会計監査人 市原 弘貴  

吉永 真澄 

第3号議案

令和6年度国東姫島介護支援専門員協会 事業計画（案）

1. 基本方針

当協会は、介護支援専門員の職能団体として、介護支援専門員の倫理を遵守し専門的知識、技能の研鑽に資するため研修事業等を企画・実施し会員の資質向上に努めます。

また、医療・福祉・介護の連携強化を推進し、利用者のQOLの向上を目指し、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、情報共有に向けた活動に取り組めます。

2. 事業内容

- ①協会の運営業務
- ②資質向上に向けた研修会の開催
- ③日本介護支援専門員協会・大分県介護支援専門員協会との連携
- ④災害時の情報共有及び支援活動における体制作り
- ⑤広報誌「かけはし」の発行
- ⑥行政、多職種との連携強化、情報共有及び政策提言活動

令和6年度 国東姫島介護支援専門員協会 収支予算（案）

（収入）

（単位 円）

項目	予算額	説明		
繰越金	334,022			
雑収入	3	預金利息		
会費	60,000	会費	1,000 円	60 名
賛助会費 団体	100,000	賛助会費	10,000 円	10 団体
賛助会費 個人	2,000	賛助会費 (個人)	1,000 円	2 名
合計	496,025			

（支出）

（単位 円）

項目	予算額	説明		
消耗品費	100,000	事務用品 ・ レジユメ、案内等印刷代 ・ 広報誌印刷代		
会員費	527	県協会会員費振込み手数料		
講師謝礼	100,000	講師代（謝金 ・ お礼品 ・ 交通費）		
会場借上げ料	20,000	研修会場 ・ オンライン会場		
会議費	10,000	講師 お茶 ・ 弁当 ・ その他		
通信費	25,000	切手 ・ 郵送代		
旅費 ・ 交通費	80,000	理事会出席 ・ 研修動員代（県協会等） 旅費 1,500 ・ 日当 1,000 ・ 船代 900		
役員報酬	60,000	会長 20,000 ・ 副会長 5,000 × 2名 事務局長 10,000 ・ 幹事 5,000 × 4名		
予備費	100,498			
合計	496,025			

第5号議案

- | |
|-----------------------|
| ① 標記の変更 旧：協議会 ⇒ 新：協会 |
| ② 3条の2 旧：協力 ⇒ 新：協力・連携 |

国東姫島介護支援専門員協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、国東姫島介護支援専門員協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条

1. 本協会の事務所は、役員会での協議のもと会長が指定する。
2. 口座名は国東姫島介護支援専門員協会とし、口座を変更する際の申請者は、現任の会長名を使用する。

(目的)

第3条

1. 介護保険法に規定する介護支援専門員の業務の重要性に鑑み、その専門的技能の研鑽、並びに相互理解と連携を図り、もって介護支援を必要とする人々の生活と権利を擁護し、当地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
2. 本協会は特定非営利活動法人大分県介護支援専門員協会国東姫島支部として日本介護支援専門員協会及び特定非営利活動法人大分県介護支援専門員協会の活動と協力・連携することにより、介護支援専門員の社会的貢献に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の職務に関する知識および技能の向上、倫理資質の向上のための研修に関すること。
2. 会員への情報提供および連携促進に関すること。
3. 医療・福祉・行政等の関係機関・団体との連携に関すること。
4. 日本介護支援専門員協会並びに大分県介護支援専門員協会との協力・連携に関すること。
5. その他目的達成に必要と認められること。

第2章 会員

(会員)

第5条 本協会の会員は、次の会員をもって構成する。

1. 正会員 介護支援専門員の資格を有している者であって、本協会の目的に賛同し入会した個人。
2. 賛助会員 本協会の目的に賛同し、その運営を援助しようとする個人・団体・事業者。※なお、個人に関しては介護支援専門員の資格を有していない者に限る。

(会費)

第6条 年会費は次のとおりとする。

1. 正会員 入会金 1,500円
会費 9,000円
(内訳) 日本介護支援専門員協会：5,000円
大分県介護支援専門員協会：3,000円
国東姫島介護支援専門員協会：1,000円
2. 賛助会員 個人：1,000円 団体・事業者：10,000円

(入会)

第7条 入会するものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

(退会)

第8条 会員は次の各号のいずれかに該当する場合は、退会するものとする。

1. 正会員・賛助会員が退会を申し出たとき。
2. 正会員・賛助会員が1年以上会費を滞納したとき。

第3章 役員

(役員)

第9条 本協会に、次の通りの役員を置くことができる。

1. 会長 1名・副会長 2名・事務局長 1名・幹事4名・相談役1名・監査委員2名
2. 役員は、本協会の正会員の中から選出し、総会の承認を受ける。

(役員の仕事)

第10条

1. 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代

行する。

3. 事務局長は、本協会における運営に必要な業務を総括する。
4. 幹事は、本協会活動における運営に必要な業務を遂行する。
5. 相談役は、原則前任後の役員より選任し、役員会議等に出席し参考意見を述べることができる。
6. 監査委員は、会計処理の状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は次の通りとする。

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じた場合は、第9条に規定する役員協議のもと推薦し、これに決するものとする。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第12条 役員報酬は次のとおりとする。

- ・会長 20,000円
- ・副会長 5,000円
- ・事務局長 10,000円
- ・幹事 5,000円

(旅費・日当)

第13条 旅費・日当を以下の通りとする。

	理事会出張	大分市 別府市 中津市 宇佐市 由布市	杵築市 日出町 豊後高田市	日田市 臼杵市 佐伯市 豊後大野市 玖珠町	姫島	県外
旅費	一律1,500円				船代のみ支給	旅費宿泊費等実費支給
日当	一律1,000円					

有料道路料金について

※100km以上の移動から支給とし、それ以外は会長が判断する。

※自家用車以外の交通機関利用の際は、実費を支給する。

※姫島より選出された役員（姫島に在住し島内の事業所に所属する者）に関しては、役員会参加等のための船代 900 円を支給する。

第4章 会議

（会議の種類）

第14条 **本協会**の会議の種類は、次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会

（総会）

第15条

1. **本協会**の総会は、正会員をもって構成し、毎年度1回開催する。ただし、役員が必要と認めるとき、または会員の2分の1以上の賛成をもって臨時総会を開催することができる。
2. 総会は、会長が招集し、議長は出席者の中から選出する。
3. 総会は、会員の過半数以上の出席により成立するものとする。この場合において、総会に出席できない会員は、委任状をもって出席に変えることができる。
4. 議事は出席者の過半数の賛同をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
5. 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。
 - ① 事業報告並びに決算報告に関すること。
 - ② 収支予算案並びに事業計画に関すること。
 - ③ 規約の改正に関すること。
 - ④ 役員を選出に関すること。
 - ⑤ その他総会の決議を要すると認められる重要な事項

（役員会）

第16条

1. 役員会は、総会において決定した事業の運営に必要な事項について審議・決定する。ただし、軽易な事項は会長が決定し、これを役員会に報告する。
2. 役員会は、会長が招集し、その議長にあたる。

第5章 会計および会務の処理

(事務局)

第17条 本協会に事務局を置く。

(協会の経費)

第18条 本協会の経費は、会員の会費その他収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第19条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(附 則) この規約は、平成17年8月28日より施行する。

この規約は、平成19年4月28日より施行する。

この規約は、平成23年4月 1日より施行する。

この規約は、平成25年7月14日より施行する。

この規約は、平成30年5月12日より施行する。

この規約は、平成31年4月20日より施行する。

この規約は、令和 2年6月13日より施行する。

この規約は、令和 3年6月 5日より施行する。

この規約は、令和 6年6月 1日より施行する。